

# 一般社団法人モンテセラピー協会 会員規則

本規則は、一般社団法人モンテセラピー協会(以下、「当協会」と言います)の定款に基づき、「会員」に関する事項を定めたものであり、当協会に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用されます。

当協会は、理事会の承認を得て本規則の内容を変更、追加または削除することがあります。

## 会員の種類

当協会に次の会員を置く

オーナー会員

- ・ 定款の最後に掲示

正会員

- ・ 理事は当協会ホームページの「協会の目的・組織」ページ内、「役員・理事紹介」に掲示

特別会員

- ・ モンテトレーナー
- ・ モンテセラピスト
- ・ フェイスケアセラピスト
- ・ ボディケアセラピスト
- ・ フェイスジュニアセラピスト
- ・ ボディジュニアセラピスト
- ・ ヘッド&ハンド(座位) 2019年7月1日施行
- ・ ヘッド&ネック(ベッド) 2019年11月1日施行

一般会員

- ・ フェイス認定店/優良店
- ・ ボディ認定店/優良店
- ・ カッサ(フェイス・ボディ)
- ・ ヘッド(座位・ベッド)

法人会員

- ・ モンテセラピー取扱正規代理店
- ・ 株式会社リード

## 規 則 <特別会員>

### 1. 会員の資格

- ・ ディプロマまたは修了証を取得していただくと、「一般会員・特別会員 申込書 兼 承認書」にて会員申請をすることができます。
- ・ 会員資格は満期になると、自動的に更新されます。

### 2. 退会

- ・ 退会届に必要な事項を記載いただき、会員様と代理店様の押印のうえご提出ください。

### 3. 現在行っている、無料フォロー講習、有料再講習が現在の規定通り受講できます。

## 規則 <一般会員>

### 1. 会員の資格

ディプロマまたは修了証を取得していただくと、会員申請をすることができます。

#### ・ 既存の該当するコースの場合

該当するコースで新たに会員登録や再度会員登録する場合は、直前の7月1日から次の6月30日までの1年間に、該当コースのモンテセラピー業務用商品全アイテムもしくは各コースのそれに相当する金額を購入した時点で、会員登録のお申込み資格が発生します。次の6月30日までに「一般会員・特別会員 申込書 兼 承認書」にて会員登録のお申込みをいただいた場合は、次の7月1日から翌年の6月30日までの1年間が会員となります。

また、会員期間中は該当するコースのモンテセラピー業務用商品全アイテムもしくは各コースのそれに相当する金額を購入した時点で、自動的に翌1年間の会員資格が更新されます。

#### ・ 新たに該当する各コースを修了された場合

新たに該当する各コースを修了されましたら会員登録のお申込み資格が発生します。「一般会員・特別会員 申込書 兼 承認書」にて会員登録のお申込みをいただいた場合は、会員登録日から1年間を経過し、次に迎える6月30日までの会員となります。

また、会員期間中は該当するコースのモンテセラピー業務用商品全アイテムもしくは各コースのそれに相当する金額を購入した時点で、自動的に翌1年間の会員資格が更新されます。

#### ・ 各コースに該当するモンテセラピー業務用商品

##### (フェイス認定店/優良店の場合)

薬用ヘッドエッセンス、クレンジング、フェイスフォーム、フェイスローション、(フェイスエッセンス A・M・Wの場合、内1個以上)、フェイスマッサージクリーム、フェイスパック、フェイストーニング、フェイスクリーム

##### (ボディ認定店/優良店の場合)

ボディSエッセンス、ボディRエッセンス、ボディマッサージクリーム、ボディパック

##### (カッサフェイスの場合)

フェイスポーセラリングクリーム、フェイスポーセラリングパック

##### (カッサボディの場合)

ボディホットデトバーム、ボディラップデトパック

##### (ヘッドの場合)

薬用ヘッドエッセンス、ヘアブラシ、ターバン

- ・ 会員には年間の会員証を発行いたします。
- ・ 会員登録は所定の申込書にてお申込みください。
- ・ 再度会員登録する場合は会員登録のお申込みが必要です。

### 2. 退会

・ 退会届に必要な事項を記載いただき、会員様と代理店様の押印のうえご提出ください。

### 3. 現在行っている認定店の無料フォロー講習、有料再講習、商品購入無料再講習、サポート講習、カッサ

導入講習、レベルアップ(優良認定店)講習が現在の規定、基準で受講できます。

## 規 則 <法人会員>

1. 一般会員、特別会員登録のご推薦をする際には、「一般会員・特別会員 申込書 兼 承認書」の代理店記入欄にご記入及びご推薦の捺印をお願いいたします。

## 規 則 <一般会員・法人会員>

1. 施術メニューと広告宣伝でモンテセラピーの登録商標の称呼とロゴマークの使用ができます。
  - ・「モンテ/MONTER」及び「モンテセラピー/ Monter thérapie」の登録商標はホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、ツール、パンフレット、広告等に使用できます。また、「モンテ商品の取扱い」、「モンテセラピー施術を行っている」旨を掲載できます。

(注意点)

- ・モンテ商品以外をモンテ商品として告知又は販売した場合、会員の資格と各資格が無くなります。
- ・モンテ商品以外を使用してモンテセラピーをメニュー化した場合、会員の資格と各資格が無くなります。

## 規 則 <特別会員・一般会員・法人会員>

1. 当協会ホームページに掲載を希望される場合にのみ、会員様の情報を掲載いたします。

以下のページに各会員の情報を掲載します。

### ・「セラピスト・トレーナー」

- <特別会員> ・モンテトレーナー
- ・モンテセラピスト

### ・「サロン一覧」

- <一般会員> ・フェイス認定店/優良店
- ・ボディ認定店/優良店

※認定店/優良店に登録され会員の申込と掲載を希望する店舗のみ掲載いたします。

### ・「代理店一覧」

- <法人会員> ・モンテセラピー取扱正規代理店

2. 会員の実施日

- ・<特別会員> 2016年7月より。
- ・<一般会員> 2016年7月より会員のお申込受付、2017年7月より。
- ・<法人会員> 2016年7月より。

以上